



## 1. 隠岐ひまわり基金法律事務所の紹介

隠岐ひまわり基金法律事務所は2015年に隠岐の島町城北町で開所しました。事務所がある城北町はとても便利な地区で、事務所の向かいに法務局があり、徒歩3分圏内にお弁当屋さん、ケーキ屋さん、美容室、おしゃれなカフェがありますので、東京の法律事務所にも引けを取らない職場環境だと思っています。自然も豊かで、近くを流れる河川にはおびただしい数の魚が生息し、東京で暮らしていた頃には見たこともない大きな虫が事務所に出没します。夜になると月や星がとてもきれいに見えます。

私は桜丘法律事務所で1年3か月間お世話になり、2022年7月から隠岐ひまわり基金法律事務所の三代目所長として執務しております。

## 2. 隠岐郡の紹介

隠岐郡は島根半島から北におよそ80km離れた場所に位置する諸島で、主に隠岐の島町(島後)、海士町(中ノ島)、西ノ島町(西ノ島)、知夫村(知夫里島)で構成されています。隠岐の島町の人口は1.3万人程度で、隠岐郡全体の人口は1.9万人程度です。

東京からのアクセスも良く、午前7時頃に羽田空港発の飛行機に乗り、出雲を経由して隠岐の島に向かうと、午前10時前には隠岐の島町に到着します。お勧めの旅路は、午前7時頃に羽田空港発の飛行機に乗り、米子空港に向かい、そこからフェリー乗り場までタクシーで移動してフェリーで隠岐の島町に向かうルートです。これでもお昼前に隠岐の島町に到着します。

隠岐の島といえば島流しのイメージがあり、暗い印

象を持たれるかもしれませんが、日本離れた素晴らしい風景が見られる風光明媚な島で、新鮮な魚介類をリーズナブルに楽しめます。風景及び食材の素晴らしさは文字では表現しきれませんので、是非一度隠岐の島にお越しください。

## 3. 業務内容

隠岐の島町にある松江地家裁西郷支部・西郷簡易裁判所は隠岐郡を管轄としています。西郷支部の裁判官は常駐しておらず、月に2日しか期日がありません。期日がない月もありますが、進行に支障がないように当事者間で連絡を取り合い対応しています。

検察官も常駐していません。そのため、身体拘束される事件が発生すると被疑者は翌日、本土に運ばれてしまいます。

事件の種類は、民事・家事事件が70%、債務整理が25%、刑事事件を含めたその他の事件が5%です。後見等や相続関係の事件が多く、次いで離婚、損害賠償関係の事件が多いです。このように一般的な事件が多いですが、経験したことのない事件を扱うこともあります。

隠岐の島内の刑事事件発生件数が少ないことに加え、先にお伝えしたとおりの事情があり、現在のところ、刑事事件は2件しか受任したことがありません。

隠岐の島で執務を初めておおよそ1年経過して、管内人口は少ないものの、法的サービスの需要が大きいように感じております。

## 4. 島民としての生活

隠岐の島に赴任して間もない頃、土曜日の夕方、事

務所で仕事をしていると近所のケーキ屋の鳥本さんが事務所のインターホンを押しました。私は相談の予約かと思い、扉を開けて対応しよう思いましたが、鳥本さんは「BBQやるから時間があたらおいで」と言って帰っていきました。その後、仕事に区切りを付けて初対面の方々と一緒にBBQを楽しみました。ここから私のご近所付き合いが始まりました。今でも鳥本さんと一緒に食事会をしています。鳥本さんの家で、その奥さんの手料理を振舞ってもらっています。私は主にこの食事会で野菜類を摂取しているので、鳥本さんのお陰で私の健康が保たれていると言っても過言ではありません。

6月には、昨年に引続き隠岐の島で開催されたウルトラマラソン(50kmの部)に参加しました。今回は練習不足が響き、初めの16kmで限界が来ましたが、一緒にウルトラマラソンに参加していただいた先輩や応援兼観光に来ていただいた先輩の応援のお陰で、なんとか制限時間内にゴールできました。この大会は隠岐の島町住民総出で応援してくれるのでとても気持ち良く走れます。興味がある方は来年1月頃に弊所にご連絡ください。

7月には、隠岐の島町内の花火大会の実行委員に加わり花火大会の運営のお手伝いをしました。花火大会前日には数十台の屋台を組み立て、当日は誘導棒を振って駐車場の案内をし、翌日は屋台等の片づけをしました。7月の3連休がきれいに消滅し、楽しい思い出や筋肉痛が残りました。来年も花火大会のために7月の3連休を捧げる予定です。

## 5. 弁護士としての活動

以上のとおり一島民としては地域に溶け込んでいると思っるところです。これだけでは私がただ遊んでいる人にしか見えないと思うので、いくつか弁護士としての地域との繋がりを記します。


赴任後、初めの1年は慌ただしく過ごしてしまい、あまり積極的な活動ができませんでした。最近では少しだけ余裕ができましたので改めて自分が隠岐郡のため

に何を残せるかを考えるようになりました。

隠岐郡の現状や自分の性格を踏まえて、弁護士の利用しにくさなど心理的な司法サービスへのアクセス障害を取り除くことを目標とすることとしました。困りごとがあつて弁護士に相談しようと思つても、躊躇してしまう人が多いようです。体調が悪いのに医者に気後れして、受診を躊躇する人は多くないと思います。将来的に隠岐郡が躊躇せずに弁護士に相談できる地域、弁護士が社会の中に溶け込んだ地域になるといいなと考えています。

そのために、できるだけ多くの住民の方と弁護士として接する機会を作ろうと考え、今年の6月頃に島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島で相続に関する勉強会を6か所で行い、今年の9月には法律関係の話を入れた座談会を同じく6か所で行いました。これからも住民の方がカジュアルな形で法律関係の話の聞ける機会をたくさん作る予定です。通常業務はもちろん、隠岐郡内の委員会の委員や研修の講師として住民の方と接することも多くあります。今後もこのような機会を通じて多くの住民の方に弁護士として接していければいいなと思っています。そして、少しでも司法サービスを利用しやすいものに変えていければいいなと思っています。

## 6. 最後に

「遠い空から」に記事を載せていただくと、元気に頑張っていることになってしまうので、本当に自分が記事を書いていいものかと悩みましたが、少しでも多くの人に隠岐郡のことを知ってもらえればと思い記事を書きました。また、司法過疎地で働く弁護士がいるということも少しでも多くの方に知ってもらいたいという思いもありました。この記事を見て、人生で一度くらい離島の弁護士になってみるのもいいかなと興味を持ってくれる方がいらっしたら幸いです。最後の最後になりましたが、このような活動ができるのは桜丘法律事務所の先生方にご指導いただけたからです。改めて感謝を申し上げます。引続きよろしく願いいたします。 

1 隠岐の島・壇鏡の滝参道 2 隠岐の島・蛸木 3 西ノ島

